

離職介護人材再就職準備金貸付事業のご案内

概要

介護職員として一定の知識と経験を持ちながらも離職している人を対象に、広島県内で再び介護職員として働き始めるために必要な費用を貸し付ける制度です。

貸付限度額 **40万円 以内**※1人1回限り
(無利子)

貸付対象経費

- 子どもの預け先を探すための活動費
- 介護に係る軽微な情報収集の費用及び講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- 介護職員等としての活動に必要な道具及び靴、靴などの被服費
- 転居を伴う場合に必要な敷金、礼金、転居費
- 通勤用自転車又はバイクの購入費 等

広島県内で
2年間継続して
従事した場合は
全額返還免除！

貸付対象

次の①から⑤までの要件をすべて満たす人を対象とします。

- ① 広島県に住民登録をしている。
- ② 次のいずれかの事業所又は施設において、介護等の実務経験が1年以上ある

ア	介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設
イ	同法に基づく第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所

- ③ 介護福祉士有資格者、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者(介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程修了者を含む。)のいずれかである。
- ④ 直近の離職日から再就労までの間に広島県社会福祉人材育成センターに届出又は登録している。
- ⑤ ②のア・イのいずれかに該当する広島県内の事業所又は施設の介護職員等として、再就職が決まっている。

※ 高等職業訓練促進給付金事業等の国庫補助事業や、本資金と同種の用途である貸付金・給付金との併用はできません。

連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。

申請方法

広島県社会福祉協議会のホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送で提出してください。

申請受付期限：再就労日から3か月以内（内定日以降申請可）

詳しくは裏面をご覧ください ➡

申請書類

申請に必要な書類一式

基本書類

- ① 再就職準備金借受申請書
- ② 再就職準備金利用計画書
- ③ 離職前に在籍していた事業所又は施設の在職証明書
- ④ 再就職先となる返還免除対象事業所等の業務従事見込証明書
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑥ 介護福祉士登録証の写し
又は各研修に係る修了証明書の写し
- ⑦ 住民票の写し※本籍地の記載があるもの
- ⑧ 印鑑登録証明書

連帯保証人関係書類

- ⑨ 住民票の写し(本籍地の記載があるもの)
- ⑩ 印鑑登録証明書
- ⑪ 収入及び課税状況が確認できる書類

法定代理人(親権者または後見人)関係書類

- ⑫ 印鑑登録証明書
- * 申請者が未成年の場合

申請書類の提出をもって審査を行い、貸付の可否を決定します。本会が申請書類を受理後、1か月程度で書面により結果をお伝えします。

貸付対象となる主な介護サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・通所リハビリテーション
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・複合型サービス

貸付金の交付

貸付決定の通知後、借用書等の提出があった人に対して、貸付金を指定口座に一括で送金します。なお、借用書等の提出から送金まで、1か月程度かかります。

※ 書類に不備がある場合等は、この限りではありません。

貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、該当する事由が発生した日の属する月の翌月から原則12か月以内に、一括又は月賦の均等払いで返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由で死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還すべき額(残元金)に対して年3%の延滞利子が発生します。

書類提出・問合せ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課 (再就職準備金担当)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館)

TEL (082)254-3413

HP <http://www.hiroshima-fukushi.net/>

